

2019年3月1日

兵庫県空手道連盟 審判運用制度の一部変更について

審判部会
部会長 満村 義宣

兵庫県空手道連盟主催大会時への審判員の参加の義務付けについて

1. 県審判員資格(組手・形とも)保持者は、兵庫県空手道連盟が主催する大会(年3回開催)に、更新する年度以前の3年度間において、3回以上の参加を義務付ける。但し、少なくとも毎年度に1回以上の参加が望ましい。
2. 更新時に上記を満たしていない者は、更新を行わない事とする。
3. 移行期間についての措置
 - 2019年度に更新を行う者は、2019年度の大会参加迄は、暫定更新とする。
 - 2020年度に更新を行う者は、2019年度に1回以上の大会参加をし、2020年度に大会へ参加する迄を、暫定更新とする。
 - 2021年度も同様に、2019・2020年度に2回以上の大会参加をし、2021年度に大会へ参加する迄を、暫定更新とする。
 - 上記を行わなかった審判員は、各年度末において、失効となる。
4. 上記大会において、審判以外の必要とされる業務を行う審判員資格者については、競技・指導・強化の各部会長より、審判部会長への申請により、上記の参加と認める。

兵庫県空手道連盟における県審判資格の失効審判員に対する救済措置

1. 失効日(有効期限の年度末)より、1年以内の審判員を、暫定審判員としその資格の失効を猶予する。
2. 失効日より、1年以内に下記の項目を全て満たせば、審判員としての資格の復活を認める。但し、有効期限は、失効日より3年とする。
 - 失効日の翌年度の講習会への受講。
 - 失効日の翌年度の兵庫県空手道連盟主催の大会への1回以上の参加。